

防整施第4829号  
30.3.27

一部改正 防整施第4962号  
令和2年3月30日

大臣官房長  
地方協力局長  
施設等機関の長  
各幕僚長  
情報本部長  
防衛監察監  
各地方防衛局長  
防衛装備庁長官  
殿

整備計画局長  
(公印省略)

公共工事に係る請負代金債権の譲渡を活用した融資制度等について（通知）

標記について、防衛省が発注する建設工事を受注した建設業者が建設業の資金調達の円滑化のために設けられた融資制度を利用するための手続について、別紙のとおり定めたので遺漏なきよう措置されたい。

添付書類：別紙

配布区分：整備計画局施設整備官、提供施設計画官、施設技術管理官

## 1 工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度等

## (1) 下請セーフティネット債務保証事業

下請セーフティネット債務保証事業とは、公共工事を受注・施工している中小・中堅元請建設業者（資本の額又は出資の総額が20億円以下又は常時使用する従業員の数が1500人以下の建設業者とし、以下「中小・中堅元請建設業者」という。）が有する公共工事に係る工事請負代金債権（以下「工事請負代金債権」という。）を一定の債権譲渡先に譲渡することを認め、これを担保とすることにより当該債権譲渡先が当該建設業者に対して行う転貸融資について一般財団法人建設業振興基金（以下「建設業振興基金」という。）が債務保証を行う事業をいう。当該事業では、債権譲渡先が金融機関から転貸融資資金を借り入れる際の債務保証を建設業振興基金が行うことができ、また、債権譲渡先は、融資に際し、融資を受ける中小・中堅元請建設業者の下請負人等への支払状況等を確認するとともに、万が一受注者が倒産に至った場合には、債権譲渡先が当該中小・中堅元請建設業者に代わって下請負人等への支払を行うこととされている。

なお、この場合、倒産とは次の場合をいう。

ア 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の申立てがなされた場合

イ 手形交換所の取引停止処分を受けた場合

ウ その他受注者が所在不明等により一般的に債務の弁済ができなくなった場合

## (2) 地域建設業経営強化融資制度

地域建設業経営強化融資制度とは、下請セーフティネット債務保証事業を拡充し、中小・中堅元請建設業者が有する公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡先に一定の民間事業者を追加し、当該一定の民間事業者が中小・中堅元請建設業者が転貸融資を行う場合にも建設業振興基金が債務保証を行うことができることとするとともに、転貸融資に併せて金融機関が当該中小・中堅元請建設業者に融資を行う場合に保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）が金融保証を行うことができる事業をいう。

また、当該事業では、債権譲渡先の転貸融資と併せて金融機関が中小・中堅元請建設業者に対して当該工事に係る融資を行う場合に、保証事業会社が公共工事の前払金保証事業に関する法律第19条第1号の規定に基づき、13に規定する保証範囲内において金融保証を行うことがで

きることとされている。

## 2 防衛省が発注した建設工事における利用

防衛省が発注した建設工事において、1の下請セーフティネット債務保証事業又は地域建設業経営強化融資制度を利用しようとする場合は、防衛省が発注した建設工事を受注した中小・中堅元請建設業者（8を除き、以下「受注者」という。）が8に規定する債権譲渡先（以下「債権譲渡先」という。）に譲渡した当該工事の工事請負代金債権を担保として、債権譲渡先から融資を受けるため、防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号。以下「契約事務取扱細則」という。）第2条に規定する契約担当官等（以下「発注者」という。）の承諾を得ることとする。

## 3 債権譲渡の対象工事

対象とする工事は、以下を除く工事とする。

(1) 他省庁等からの支出委任工事

(2) 以下の工事を除く、国庫債務負担行為及び歳出予算の繰越し等工期が複数年度にわたる工事

ア 国庫債務負担行為の最終年度の工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事

イ 財務大臣の承認を経て前年度から繰り越された工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事

ウ 国庫債務負担行為に係る工事又は財務大臣の承認を経て繰り越される工事であって、債権譲渡の承諾申請時点において、次年度に工期末を迎え、かつ残工期が1年未満である工事（この場合、債権譲渡は一括して行うこととし、年度ごとの分割譲渡は認めない。）（地域建設業経営強化融資制度に限る。）

(3) 発注者が役務的保証を必要とする工事

(4) 受注者が公共工事履行保証証券による保証を付した工事

(5) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第86条第1項（第98条で準用する場合を含む。）の調査の対象となった者と契約した工事

(6) その他受注者の施工する能力に疑義が生じているなど債権譲渡の承諾に不適当な事由がある工事

## 4 譲渡債権の範囲

譲渡される工事請負代金債権の額は、当該工事が完成した場合においては、建設工事請負契約書に定められた検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から建設工事請負契約書第36条第1項の規

定による前払金（以下「前払金」という。）、同条第3項の規定による中間前払金（以下「中間前払金」という。）、第39条第1項の規定による請求する部分払の額（以下「部分払金」という。）及び当該工事の請負契約により発生する発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。

ただし、当該工事の請負契約が解除された場合においては、当該工事の建設工事請負契約書に定められた出来形部分の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び当該工事の請負契約により発生する違約金等の発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。

なお、債権譲渡先と受注者の間の債権譲渡契約において、当該工事の請負代金額に増減が生じた場合には、受注者が債権譲渡先に変更後の建設工事請負契約書の写しを提出して通知しなければならない旨を定めることとする。

#### 5 債権譲渡を承諾する時点

当該工事の出来高（3(2)アにあっては、最終年度の工事に係る出来高）が、2分の1以上に到達したと認められる日以降とする。

なお、承諾に当たっての当該出来高の確認については、月別の工事進捗率等を記した簡易な工事履行報告書（別紙様式第1）の受領をもって足りることとする（出来高の査定ではない。）。

#### 6 債権譲渡の承諾権限

受注者が債権譲渡を行うに当たっては、建設工事請負契約書第5条第1項ただし書の規定する発注者の承諾を得るものとする。

#### 7 債権譲渡の対抗要件

債権譲渡が、受注者の倒産等の兆候（1回目の手形不渡等）がない有効な時期になされ、かつ、発注者の有効な日付のある承諾を得ることで第三者に対抗できる。

（参考） 民法施行法第5条（明治31年法律第11号）（抄）

第5条 証書ハ左ノ場合ニ限り確定日付アルモノトス  
一～四（略）

五 官庁又ハ公署ニ於テ私署証書ニ或事項ヲ記入シ之ニ日附ヲ記載シタルトキハ其日附ヲ以テ其証書ノ確定日附トス

#### 8 債権譲渡先

債権譲渡先は、次のとおりとする。

(1) 下請セーフティネット債務保証事業については、事業協同組合（事業

協同組合連合会等を含む。以下同じ。)又は建設業の実務に関して専門的な知見を有すること、本制度に係る受注者への貸付事業を確実に実施できる財産的基盤及び信用を有すること等の要件を満たす者として建設業振興基金が被保証者として適当と認める民間事業者であって、中小・中堅元請建設業者への資金供給の円滑化及び下請保護に資する資金の貸付事業を行う者とする。

- (2) 地域建設業経営強化融資制度については、事業協同組合又は建設業の実務に関して専門的な知見を有すること、本制度に係る中小・中堅元請建設業者への貸付事業を確実に実施できる財産的基盤及び信用を有すること等の要件を満たす者として建設業振興基金が被保証者として適当と認める民間事業者であって、中小・中堅元請建設業者への資金供給の円滑化に資する資金の貸付事業(中小・中堅元請建設業者に対する電子記録債権(電子記録債権法(平成19年法律第102号)第2条第1項に規定する電子記録債権をいう。以下同じ。)の発行及び特定目的会社に対する電子記録債権発行に関する指示を含む。)を行う者とする。
- (3) 発注者は、債権譲渡先が被保証者として適当と認める者であるか否かを建設業振興基金に確認することとする。

## 9 債権譲渡を認めるに当たり必要とされる方策等

- (1) 下請セーフティネット債務保証事業については、以下の下請保護方策を確認すること。

### ア 融資時の債権譲渡先への受注者の支払計画等の提出

受注者は、債権譲渡先より融資を受ける際に、当該工事に関する融資申請時までの下請負人等への代金の支払状況及び当該借入金の下請負人等への支払計画を債権譲渡先に提出すること。

### イ 受注者倒産時の下請保護方策

発注者は、債権譲渡の承諾を行うに当たり、受注者と債権譲渡先の間、債権譲渡契約において、原則として、次の(ア)又は(イ)のいずれかの措置が講じられていることを確認すること。

なお、受注者の倒産時等の下請保護に関しては、受注者及び債権譲渡先が責任を持って行うこととし、発注者は関与しないものとする。

(ア) 受注者が倒産により下請負人等への支払ができなくなった場合、債権譲渡先は、債権譲渡先が発注者から受け取る当該工事請負代金額の一定割合を限度として、受注者に代わって下請負人等に代金を支払う旨の特約が受注者と債権譲渡先の間、債権譲渡契約において定められていること。

なお、一定割合の部分は、当該工事の下請割合、下請代金支払方法等を勘案して、受注者と債権譲渡先の間で任意に定めるものとし、

発注者は関与しないこと。

- (イ) 受注者が倒産により下請負人等への支払ができなくなった場合、債権譲渡先は、債権譲渡先が発注者から受け取る当該工事請負代金額から受注者への貸付金を精算の上、残余の部分を受注者に代わって下請負人等に支払う旨の特約が受注者と債権譲渡先の間で債権譲渡契約において定められていること。

ただし、債権譲渡先の事務体制に鑑み、当分の間は、融資時にアの下請負人等への支払計画等の提出を行い、かつ、債権譲渡先と受注者との間の債権譲渡契約において、債権譲渡先が発注者から受け取る当該工事請負代金額から受注者への貸付金を精算の上、受注者の倒産による任意整理において、残余部分を債権譲渡先が受注者に代わって下請負人等に支払うことにつき債権者間の合意が整ったときは、当該合意に従って支払を行うこととする旨が定められている方式も認めることとする。この場合には、債権譲渡先の事務体制を整備の上、(ア)又は(イ)への移行を図るようにすること。

- (2) 地域建設業経営強化融資制度については、以下の確認を行うこと。

受注者は、債権譲渡先から融資を受ける際に、融資申請時までの当該工事に関する下請負人等への代金の支払状況及び本制度に基づく融資に係る借入金の当該工事に関する下請負人等への支払計画を債権譲渡先に提出すること。

## 10 譲渡債権が担保する範囲

- (1) 下請セーフティネット債務保証事業に係る譲渡債権は、債権譲渡先の受注者に対する当該工事に係る貸付金及び受注者倒産時の当該工事に係る下請負人等の債権を担保するものであって、債権譲渡先が受注者に対して有するそれ以外の債権を担保するものではない。
- (2) 地域建設業経営強化融資制度に係る譲渡債権は、債権譲渡先の受注者に対する当該工事に係る貸付金及び保証事業会社が当該工事に関して受注者に対して有する金融保証に係る求償債権を担保するものであって、債権譲渡先又は保証事業会社が受注者に対して有するその他の債権を担保するものではない。

## 11 債権譲渡承諾書交付までの日数等

- (1) 債権譲渡承諾書交付までの日数

発注者は、(3)の場合を除き、受注者から債権譲渡の承諾の申請書類を受理した日より1週間（末日が行政機関の休日に当たるときは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第2条に定める取扱いとする。以下「交付期限」という。)以内に承諾するものとする。

(2) 交付期限までに交付できない場合の措置

(1)にかかわらず、やむを得ない事情で、交付期限までに受注者に対し債権譲渡承諾書を交付できない場合には、発注者は、その旨を速やかに受注者に連絡するものとする。

(3) 承諾を行わない場合の取扱い

発注者は、申請に係る工事が3に規定する対象工事に該当しない場合又は申請書類の確認により承諾を行うことが不相当と認められる場合には、承諾を行わないものとする。この場合においては、発注者は承諾を行わない旨を速やかに受注者に連絡するものとする。

12 履行保証保険との関係

保証委託契約約款等において、工事請負代金債権の譲渡につき保証人等による承諾が必要とされる場合には、当該譲渡に関する保証人等の承諾書を提出させるものとする。

13 保証事業会社による金融保証の保証範囲

地域建設業経営強化融資制度における保証事業会社による金融保証は、前払金の支払を受けた工事を対象とすることとし、保証範囲は、当該工事の完成に要する資金で、工事請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び債権譲渡先から受注者への融資額を控除した金額の範囲内とする。

14 契約変更が行われた場合

契約変更により請負代金額に増減が生じた場合には、別紙様式第3-1から別紙様式第3-3までの債権譲渡契約証書第1条第1項第5号及び第7号の金額は変更後のものとする。

15 債権譲渡の承諾の申請書類

債権譲渡の承諾の申請を受ける場合には、次の書類を受注者から提出させるものとする。

(1) 工事履行報告書（別紙様式第1） 1通

(2) 債権譲渡承諾依頼書（下請セーフティネット債務保証事業は別紙様式第2-1、地域建設業経営強化融資制度は別紙様式第2-2） 3通

(3) 受注者と債権譲渡先の調印済の債権譲渡契約証書（下請セーフティネット債務保証事業は、9(1)イ(ア)及び(イ)の措置を講じる時は別紙様式第3-1を、同イ(イ)ただし書による措置を講じる時は別紙様式第3-2、地域建設業経営強化融資制度は別紙様式第3-3）の写し 1通

(4) 発行日から3か月以内の受注者及び債権譲渡先の印鑑証明書 各1通

(5) 保証委託契約約款等において、工事請負代金債権の譲渡につき保証人

等の承諾が必要とされている場合には、当該譲渡に関する保証人等による承諾書 1通

#### 16 債権譲渡の承諾の決済処理手順等

- (1) 申請書類等の受理は、当該工事を発注した防衛省発注機関の建設工事の契約事務を司る部署（以下「申請書類等受理担当課」という。）とする。
- (2) 申請書類等受理担当課は申請書類を添付して以下の手順で処理を行うものとする。
  - ア 申請書類受理后、速やかに発注者の承諾のための手続を行う。
  - イ 本通知に基づく債権譲渡の手続については債権譲渡整理簿（別紙様式第4）により債権譲渡の申請及び承諾状況を管理する。
  - ウ 申請書類受理后、受注した旨を支出官に速やかに報告する。
  - エ 債権譲渡の承諾後、発注者の押印がなされた債権譲渡承諾書（別紙様式第2）2通を受注者に交付する。

#### 17 申請書類等の確認に際して留意すべき事項

申請書類等受理担当課は、申請書類等を確認する際は、次の事項に留意すること。

- (1) 工事履行報告書（別紙様式第1）

工事進捗率が2分の1以上であることを確認する。
- (2) 債権譲渡承諾依頼書（別紙様式第2）及び債権譲渡契約証書（別紙様式第3）の写し

譲渡対象債権の金額（申請時時点）が建設工事請負契約書に基づき受注者が請求できる債権金額と一致していること等を確認する。
- (3) 債権譲渡契約証書（別紙様式第3）の写し

下請セーフティネット債務保証事業については、9(1)に規定する下請保護方策が講じられていることを確認する。
- (4) 受注者及び債権譲渡先の印鑑証明書
  - ア 債権譲渡承諾依頼書等の印影を照合する。
  - イ 受注者及び債権譲渡先が複数の工事請負契約に係る債権譲渡の承諾依頼等を行う場合において（申請書類は個別に提出させる）、申請書類等の提出を受けた日から起算して3か月以内に発行された印鑑証明書が既に申請書類等受理担当課に提出されている際には、当該証明書の提出を省略することができる。

#### 18 融資実行の報告書等の提出

- (1) 発注者は、受注者及び債権譲渡先が発注者による承諾後、金銭消費貸

借契約を締結し、当該契約に基づき融資が実行された場合には、速やかに連署にて発注者に融資実行報告書（別紙様式第5）を提出させるものとする。

- (2) 地域建設業経営強化融資制度については、発注者は、受注者が当該工事に関する資金の貸付を受けるため13に規定する保証事業会社による金融保証を受けた場合には、速やかに発注者に公共工事金融保証証書の写しを提出させるものとする。

#### 19 工事請負代金の振込先の変更について

発注者は、融資実行報告書（別紙様式第5）を受理した場合は、遅滞なく振込先を債権譲渡先の指定口座に変更するものとする。

#### 20 債権譲渡先からの債権金額の請求

発注者は、債権金額の請求に当たっては債権譲渡先から以下の書類を提出させるものとする。ただし、本債権譲渡が行われた場合には、それ以降は受注者及び譲渡を受けた債権譲渡先は中間前払金及び部分払金（3(2)ウで定める工事に係る各会計年度末における部分払を除く。）を請求することはできないものとする。

なお、3(2)ウで定める工事のうち国庫債務負担行為に係るものについては、建設工事請負契約書第42条第1項による読替後の第36条第1項に基づく前払金についても請求することができないものとする。

- (1) 工事請負代金請求書（別紙様式第6） 1通
- (2) 発注者の押印がなされた債権譲渡承諾書（別紙様式第2）の写し 1通
- (3) 発行日から3か月以内の受注者及び債権譲渡先の印鑑証明書 1通
- (4) 債権譲渡契約証書（別紙様式第3）の写し 1通

#### 21 工事請負代金の請求書類等の確認に際して留意すべき事項

- (1) 工事請負代金請求書（別紙様式第6）  
請求金額が4に規定した譲渡債権の範囲並びに債権譲渡承諾依頼書及び債権譲渡承諾書において規定されている債権金額と一致していること等を確認すること。
- (2) 債権譲渡承諾書（別紙様式第2）の写し  
17(2)と同じ。
- (3) 受注者及び債権譲渡先の印鑑証明書  
17(4)と同じ。

#### 22 支払の処理手順

支出官は、20(1)から同(4)までの書類等に基づき支出決議を経た上で、支払を行うこと。

## 23 その他

- (1) 下請セーフティネット債務保証事業及び地域建設業経営強化融資制度に基づく融資制度等は、健全な建設業者が積極的に活用すべきものであるため、発注者においては、債権譲渡を申請したことをもって、受注者の経営状態が不安定であるとみなし、また、入札契約手続等で不利益な扱いをすることのないよう十分留意されたい。
- (2) 受注者は、下請セーフティネット債務保証事業及び地域建設業経営強化融資制度のいずれかを選択して利用できるものとする。
- (3) 本通知に関する疑義等については、整備計画局施設計画課と協議するものとする。

## 工事履行報告書

工 事 名	〇〇〇〇工事		
工 期	年 月 日 ~ 年 月 日		
日 付	年 月 日 ( 月分)		
月 別	予 定 工 程 % ( ) は工程変更後	実 施 工 程 %	備 考
年		差 ( )	
月		差 ( )	
月		差 ( )	
月		差 ( )	
月		差 ( )	
月		差 ( )	
月		差 ( )	
月		差 ( )	
年			
月			
月			
(記載欄)			

## 債権譲渡承諾依頼書

年 月 日

契約担当官等 御中

請負者

(譲渡人) 住所  
氏名

印

(譲受人) 住所  
氏名

〇〇〇建設業協同組合

印

譲渡人（以下「甲」という。）と〇〇〇建設業協同組合（以下「乙」という。）間で締結の 年 月 日付けの債権譲渡契約証書に基づき、甲は、甲が貴殿に対して有する下記の工事請負代金債権を乙に譲渡することにつき、建設工事請負契約書第5条第1項ただし書に規定する承諾を得たく依頼します。

乙においては、本譲渡債権を担保として、甲に対し当該工事の施工に必要な資金を融資するとともに、甲の下請業者に対する適切な支払の確保を図るものとします。

なお、建設工事請負契約書に定められた契約不適合責任は甲に留保されることを申し添えます。

（工事請負契約締結時に中間前金払を選択した場合）

また、甲及び乙は建設工事請負契約書に定められた中間前金払は、貴殿による承諾以降は請求しません。

（工事請負契約締結時に部分払を選択した場合）

また、甲及び乙は建設工事請負契約書に定められた部分払は、貴殿による承諾以降は請求しません。

## 記

1	工 事 名			
2	工 事 場 所			
3	工 期	自	年 月 日	
		至	年 月 日	
4	請 負 代 金 額	金	円	ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による
5	前 払 金 額	金	円	
6	中 間 前 払 金 額			
	及び部分払金額	金	円	
7	債 権 譲 渡 額	金	円	（ 年 月 日現在見込額）

ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による

---

## 債権譲渡承諾書

年 月 日

[甲] 御中

[乙] 御中

上記につき、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡については、工事完成引渡債務不履行を事由とする工事請負契約の解除をもって乙に対抗できる旨及び下記事項について異議を留めて、建設工事請負契約書第5条第1項ただし書の規定により承諾する。

なお、本承諾によって建設工事請負契約書に定められた甲の責任が一切軽減されるものではないことを申し添える。

(工事請負契約締結時に中間前金払を選択した場合)

また、甲及び乙は建設工事請負契約書に定められた中間前金払は、本承諾以降は請求できないものとする。

(工事請負契約締結時に部分払を選択した場合)

また、甲及び乙は建設工事請負契約書に定められた部分払は、本承諾以降は請求できないものとする。

### 記

- 1 譲渡される甲の工事請負代金債権の額は、本工事が完成した場合においては、本件建設工事請負契約書に定められた検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。  
ただし、本件工事請負契約が解除された場合においては、本件建設工事請負契約書に定められた出来形部分の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。  
なお、契約変更により請負代金額に増減が生じた場合には、債権譲渡承諾依頼書4及び7の金額は変更後の金額とする。
- 2 甲及び乙は、本承諾後、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づき融資が実行された場合には、速やかに連署にて発注者に別紙の融資実行報告書を提出すること。
- 3 当該譲渡債権は、乙の甲に対する本工事に係る貸付金及び甲倒産時の本工事に係る下請負人等の債権を担保するものであって、乙が甲に対して有するそれ以外の債権を担保するものではないこと。
- 4 甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し若しくは質権を設定しそ

の他債権の帰属並びに行使を害すべき行為を行わないこと。

- 5 甲倒産時等の下請負人等の保護に関しては、甲及び乙が責任を持って行うこととし、発注者は関与しないこと。

契約担当官等 印

確定日付印欄	承諾番号

## 債権譲渡承諾依頼書

年 月 日

契約担当官等 御中

請負者

(譲渡人) 住所  
氏名

印

(譲受人) 住所  
氏名

〇〇〇建設業協同組合

印

譲渡人（以下「甲」という。）と〇〇〇建設業協同組合（以下「乙」という。）間で締結の 年 月 日付けの債権譲渡契約証書に基づき、甲は、甲が貴殿に対して有する下記の工事請負代金債権を乙に譲渡することにつき、建設工事請負契約書第5条第1項ただし書に規定する承諾を得たく依頼します

乙においては、本譲渡債権を担保として、甲に対し当該工事の施工に必要な資金を融資するとともに、担保の余剰をもって保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権を担保するものとします。

なお、建設工事請負契約書に定められた契約不適合責任は当然のことながら甲に留保されることを申し添えます。

（工事請負契約締結時に中間前金払を選択した場合）

また、甲及び乙は建設工事請負契約書に定められた中間前金払は、貴殿による承諾以降は請求しません。

（工事請負契約締結時に部分払を選択した場合）

また、甲及び乙は建設工事請負契約書に定められた部分払は、貴殿による承諾以降は請求しません。

## 記

1 工 事 名

2 工 事 場 所

3 工 期 自 年 月 日  
至 年 月 日4 請 負 代 金 額 金 円 ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による

5 前 払 金 額 金 円

6 中 間 前 払 金 額  
及 び 部 分 払 金 額 金 円

7 債権譲渡額金

円（ 年 月 日現在見込額）

ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による

## 債権譲渡承諾書

年 月 日

[甲] 御中

[乙] 御中

上記につき、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡については、工事完成引渡債務不履行を事由とする工事請負契約の解除をもって乙に対抗できる旨及び下記事項について異議を留めて、建設工事請負契約書第5条第1項ただし書の規定により承諾する。

なお、本承諾によって建設工事請負契約書に定められた甲の責任が一切軽減されるものではないことを申し添える。

（工事請負契約締結時に中間前金払を選択した場合）

また、甲及び乙は建設工事請負契約書に定められた中間前金払は、本承諾以降は請求できないものとする。

（工事請負契約締結時に部分払を選択した場合）

また、甲及び乙は建設工事請負契約書に定められた部分払は、本承諾以降は請求できないものとする。

### 記

1 譲渡される甲の工事請負代金債権の額は、本工事が完成した場合においては、本件建設工事請負契約書に定められた検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。

ただし、本件工事請負契約が解除された場合においては、本件建設工事請負契約書に定められた出来形部分の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。

なお、契約変更により請負代金額に増減が生じた場合には、債権譲渡承諾依頼書4及び7の金額は変更後の金額とする。

2 甲及び乙は、本承諾後、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づき融資が実行された場合には、速やかに連署にて発注者に別紙の融資実行報告書を提出すること。

3 甲が、本工事に関する資金の貸付を受けるため、保証事業会社による金融保証

- を受けた場合は、公共工事金融保証証書の写しを速やかに発注者に提出すること。
- 4 当該譲渡債権は、乙の甲に対する本工事に係る貸付金及び保証事業会社が本工事に関して甲に対して有する金融保証に係る求償債権を担保するものであって、その他の債権を担保するものではないこと。
  - 5 甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し若しくは質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべき行為を行わないこと。
  - 6 保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権の担保に関しては、乙が責任を持って行うこととし、発注者は関与しないこと。

契約担当官等 印

確定日付印欄	承諾番号

## 債権譲渡契約証書

□□□□株式会社（以下「甲」という。）と○○○建設業協同組合（以下「乙」という。）とは、以下のとおり、債権譲渡契約を締結した。

（譲渡債権）

第1条 甲と発注者□□□□（以下「丙」という。）との間で 年 月 日に締結した工事請負契約（以下単に「本件工事請負契約」という。）に基づき、甲が丙に対して、現在有し及び将来確定し取得することあるべき以下の工事請負代金債権（以下「譲渡債権」という。）を、 年 月 日、丙の承諾を得ることを停止条件として、甲は乙に譲渡し、乙はこれを譲り受けた。

- (1) 工 事 名
- (2) 工 事 場 所
- (3) 契 約 日 年 月 日
- (4) 工 期 年 月 日から 年 月 日まで
- (5) 請負代金額 金 円
- (6) 既受領金額 金 円
- (7) 債権譲渡額（(5)－(6)）金 円（ 年 月 日現在見込額）

ただし、債権譲渡額は、本件請負工事が完成した場合においては、本件建設工事請負契約書に定められた検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する丙の請求権に基づく金額を控除した額とする。また、本件工事請負契約が解除された場合においては、本件建設工事請負契約書に定められた検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の丙の請求権に基づく金額を控除した額とする。

- 2 前項第5号及び第7号の金額は、契約変更等により請負代金額に増減が生じた場合には、増減後の金額による。請負代金額に変更が生じた場合は、遅滞なく、甲は乙に対して契約変更後の契約書の写しを提出するものとする。
- 3 前項のほか、本件工事請負契約に変更が生じた場合は、遅滞なく、甲は乙に対して契約変更後の契約書の写しを提出するものとする。

（債権の移転の条件）

第2条 甲及び乙は、本債権譲渡につき、確定日付がある証書による丙の承諾を書面で得るものとする。

（契約の効力の発生）

第3条

この契約は前条に規定する丙の承諾を得た時から効力を生じる。

(担保責任)

第4条 甲は、譲渡債権について、丙が債権譲渡を承諾するに当たって異議を留めた事項以外には、相殺の抗弁、第三者からの差押等、乙の債権の行使を妨げる事由のないことを保証する。

(禁止事項)

第5条 甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し又は質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべき行為をしてはならない。

2 甲は、第9条第2項の残額の返還を受ける債権及び同条第5項の残額の引渡しを受ける債権について、他の第三者に譲渡し又は質権を設定しその他乙から甲への返還及び引渡しを妨げる行為をしてはならない。

(被担保債権)

第6条 債権譲渡は、将来甲乙間で締結する金銭消費貸借契約（本件工事請負契約を履行するための運転資金確保のために行うもの）に基づいて乙が甲に対して取得する債権（以下「乙の貸金債権」という。）を担保するため、並びに甲が本件工事請負契約を履行するために使用する下請負人が、甲に対し、本件請負工事について現在有し及び将来確定し取得することあるべき下請工事代金債権または資材納入にかかる売掛債権（以下「下請債権」という。）を担保するためになされるものであって、乙が甲に対して有する乙の貸金債権以外の債権を担保するものではない。

2 前項の下請負人とは、甲が、本件請負工事を履行するために使用する工事業者（法人、個人を問わない）または資材納入業者（法人、個人を問わない）で、第11条にしたがって受益の意思表示をした者をいう。

(文例1)

(被担保債権の優劣)

第7条 被担保債権の中に乙の貸金債権と下請債権とがあるときは、譲渡債権のうち %については下請債権が優先し、乙は、下請負人への支払をしたその残額について乙の貸金債権への弁済に充当することができる。

2 下請債権が二つ以上あるときには、債権額に応じた按分比例その他乙が公平と認める方法によって支払をするものとし、下請負人は、支払の結果について異議を申し立てることができない。

(文例2)

(被担保債権の優劣)

第7条 被担保債権のなかに乙の貸金債権と下請債権とがあるときには乙の貸金債権が優先し、下請負人は、乙の貸金債権の弁済に充当した残額について、支払を受けることができる。

2 下請債権が二つ以上あるときには、債権額に応じた按分比例その他乙が公平と認める方法によって支払をするものとし、下請負人は、支払の結果について異議を申し立てることができない。

(譲渡債権の請求)

第8条 譲渡債権の請求及び受領は乙がこれを行い、下請負人は丙に対して直接支払を求めることができない。

(弁済の充当等)

第9条 乙が前条により受領した金銭について、乙の貸金債権への弁済の充当並びに下請負人への支払は、以下のとおり行う。

2 甲が、丙との本件工事請負契約を完全に履行し、乙が丙から譲渡債権全額を受領した場合は、乙は、乙の貸金債権への弁済に充当した残額を直ちに甲に返還し、下請負人への支払は甲の責任において行う。

3 甲に、以下の事由が生じた場合は、工事完成の如何を問わず、乙が丙から受領した金銭については、乙の貸金債権への弁済の充当並びに下請負人への支払は乙の計算において行う。この場合、下請人に支払をするときは、乙は甲に対して事前に通知するものとする。

(1) 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始又は特別清算開始の申立てがなされた場合

(2) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合

(3) その他甲が所在不明等により一般的に債務の弁済ができなくなった場合

4 弁済期が到来していない債権があるとき、乙の貸金債権への弁済の充当並びに下請負人への支払を行う限度において、甲は期限の利益を失う。

5 乙の貸金債権への弁済の充当並びに下請負人へ支払をしたときは、乙は甲に通知する。なお、残額があるときは、乙は甲に、その残額を引き渡さなければならない。

(協力義務)

第10条 乙が、譲渡債権の保全若しくは行使又は下請負人への支払等につき、甲の協力を必要とする場合は、甲は直ちに乙に協力するものとする。なお、この場合必要となる費用については甲の負担とする。

(受益の意思表示)

第11条 下請負人は、乙に対して、本契約の各条項を承認したうえで、 年 月 日までに、甲と連署した書面により、下請債権を被担保債権とする第6条の担保権の利益を享受する旨の意思表示をすることができる。

2 下請負人が前項の意思表示を行った場合、甲及び乙は、その権利を損なう行為をすることができない。

3 第9条第2項の場合、乙が甲に対して乙の貸金債権への弁済充当後の残額を甲に返還したときは、下請負人は、乙に対して下請債権の請求をすることはできない。

(説明請求)

第12条 下請負人は、乙に対して、譲渡債権及び被担保債権の概要の説明を求めることができる。

(合意解約の禁止)

第13条 甲と乙とは、下請負人が第11条に定める受益の意思表示をした後は、その同意がなければ本契約を解約することができない。

(合意管轄)

第14条 本契約に関して争いを生じたときには、乙の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とする。

本契約を証するため本証書二通を作成し、各自その内容を確認し署名捺印のうえ、各々一通を所持する。

年 月 日

住 所

債権譲渡人 (甲) □□□□□株式会社  
代表取締役

印  
印

住 所

債権譲受人 (乙) ○○○建設業協同組合  
代表理事

印  
印

## 債権譲渡契約証書

□□□□株式会社（以下「甲」という。）と○○○建設業協同組合（以下「乙」という。）とは、以下のとおり、債権譲渡契約を締結した。

（譲渡債権）

第1条 甲と発注者□□□□（以下「丙」という。）との間で 年 月 日に締結した工事請負契約（以下単に「本件工事請負契約」という。）に基づき、甲が丙に対して、現在有し及び将来確定し取得することあるべき以下の工事請負代金債権（以下「譲渡債権」という。）を、 年 月 日、丙の承諾を得ることを停止条件として、甲は乙に譲渡し、乙はこれを譲り受けた。

- (1) 工 事 名
- (2) 工 事 場 所
- (3) 契 約 日 年 月 日
- (4) 工 期 年 月 日から 年 月 日まで
- (5) 請負代金額 金 円
- (6) 既受領金額 金 円
- (7) 債権譲渡額（(5)－(6)）金 円（ 年 月 日現在見込額）

ただし、債権譲渡額は、本件請負工事が完成した場合においては、本件建設工事請負契約書に定められた検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する丙の請求権に基づく金額を控除した額とする。また、本件工事請負契約が解除された場合においては、本件建設工事請負契約書に定められた出来形部分の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の丙の請求権に基づく金額を控除した額とする。

- 2 前項第5号及び第7号の金額は、契約変更等により請負代金額に増減が生じた場合には、増減後の金額による。請負代金額に変更が生じた場合は、遅滞なく、甲は乙に対して契約変更後の契約書の写しを提出するものとする。
- 3 前項のほか、本件工事請負契約に変更が生じた場合は、遅滞なく、甲は乙に対して契約変更後の契約書の写しを提出するものとする。

（債権の移転の条件）

第2条 甲及び乙は、本債権譲渡につき、確定日付がある証書による丙の承諾を書面で得るものとする。

（契約の効力の発生）

第3条 この契約は前条に規定する丙の承諾を得た時から効力を生じる。

(担保責任)

第4条 甲は、譲渡債権について、丙が債権譲渡を承諾するに当たって異議を留めた事項以外には、相殺の抗弁、第三者からの差押等、乙の債権の行使を妨げる事由のないことを保証する。

(禁止事項)

第5条 甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し又は質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべき行為をしてはならない。

2 甲は、次条第2項の残額の返還を受ける債権について、他の第三者に譲渡し又は質権を設定しその他乙から甲への返還を妨げる行為をしてはならない。

(被担保債権)

第6条 債権譲渡は、将来甲乙間で締結する金銭消費貸借契約（本件工事請負契約を履行するための運転資金確保のために行うもの）に基づいて乙が甲に対して取得する債権（以下「乙の貸金債権」という。）を担保するためになされるものであって、乙が甲に対して有する乙の貸金債権以外の債権を担保するものではない。

2 甲が、丙との本件工事請負契約を完全に履行し、乙が丙から譲渡債権全額を受領した場合は、乙は、乙の貸金債権への弁済に充当した残額を直ちに甲に返還することとする。

(下請保護規定)

第7条 乙が丙より受け取る譲渡債権金額から前条に規定する乙の貸金債権を精算の上、甲の倒産による任意整理において、債権者間の合意が整ったときは、当該合意に従って乙は残余の部分甲に代わって下請負人等に支払うこととする。

(協力義務)

第8条 乙が、譲渡債権の保全若しくは行使又は前条に規定する下請負人等への支払等につき、甲の協力を必要とする場合は、甲は直ちに乙に協力するものとする。なお、この場合必要となる費用については甲の負担とする。

(合意管轄)

第9条 本契約に関して争いを生じたときには、乙の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とする。

この契約を証するため本証書二通を作成し、各自その内容を確認し署名捺印のうち、各々一通を所持する。

年 月 日

住 所

債権譲渡人（甲）□□□□□株式会社

代表取締役

印

住 所

債権譲受人（乙）○○○建設業協同組合

代表理事

印

## 債権譲渡契約証書

□□□□株式会社（以下「甲」という。）と○○○建設業協同組合（以下「乙」という。）とは、以下のとおり、債権譲渡契約を締結した。

（譲渡債権）

第1条 甲と発注者□□□□（以下「丙」という。）との間で 年 月 日に締結した工事請負契約（以下単に「本件工事請負契約」という。）に基づき、甲が丙に対して、現在有し及び将来確定し取得することあるべき以下の工事請負代金債権（以下「譲渡債権」という。）を、 年 月 日、丙の承諾を得ることを停止条件として、甲は乙に譲渡し、乙はこれを譲り受けた。

- (1) 工事名
- (2) 工事場所
- (3) 契約日 年 月 日
- (4) 工期 年 月 日から 年 月 日まで
- (5) 請負代金額 金 円
- (6) 既受領金額 金 円
- (7) 債権譲渡額（(5)－(6)） 金 円（ 年 月 日現在見込額）

ただし、債権譲渡額は、本件請負工事が完成した場合には、本件建設工事請負契約書に定められた検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する丙の請求権に基づく金額を控除した額とする。また、本件工事請負契約が解除された場合においては、本件建設工事請負契約書に定められた出来形部分の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の丙の請求権に基づく金額を控除した額とする。

- 2 前項第5号及び第7号の金額は、契約変更等により請負代金額に増減が生じた場合には、増減後の金額による。請負代金額に変更が生じた場合は、遅滞なく、甲は乙に対して契約変更後の契約書の写しを提出するものとする。
- 3 前項のほか、本件工事請負契約に変更が生じた場合は、遅滞なく、甲は乙に対して契約変更後の契約書の写しを提出するものとする。

（債権の移転の条件）

第2条 甲及び乙は、本債権譲渡につき、確定日付ある証書による丙の承諾を書面で得るものとする。

（契約の効力の発生）

第3条 この契約は前条に規定する丙の承諾を得た時から効力を生じる。

(担保責任)

第4条 甲は、譲渡債権について、丙が債権譲渡を承諾するに当たって異議を留めた事項以外には、相殺の抗弁、第三者からの差押等、乙の債権の行使を妨げる事由のないことを保証する。

(禁止事項)

第5条 甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し又は質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべき行為をしてはならない。

2 甲は、第9条第3項の残額の引渡しを受ける債権その他この契約によって生ずる第7条の残余金の支払を受ける債権について、他の第三者に譲渡し又は質権を設定しその他乙から甲への支払及び保証事業会社から甲への引渡しを妨げる行為をしてはならない。

(被担保債権)

第6条 債権譲渡は、将来甲乙間で締結する金銭消費貸借契約（本件工事請負契約を履行するための運転資金確保のために行うもの）に基づいて乙が甲に対して取得する債権（以下「乙の貸金債権」という。）を担保するため、並びに「公共工事の前払金保証事業に関する法律」に基づき国土交通大臣の登録を受けて前払金保証事業を営む会社（以下「保証事業会社」という。）が甲より委託を受け締結する公共工事金融保証契約（以下「金融保証契約」という。）に基づいて保証事業会社が甲に対して有する求償債権（以下「保証事業会社の債権」という。）を担保するためになされるものであって、その他の債権を担保するものではない。

(被担保債権の優劣)

第7条 被担保債権の中に乙の貸金債権と保証事業会社の債権とがあるときには乙の貸金債権が優先し、保証事業会社は、乙の貸金債権の弁済に充当した残額（以下「残余金」という。）について、乙より支払を受けることができる。

(譲渡債権の請求)

第8条 譲渡債権の請求及び受領は乙がこれを行い、保証事業会社は丙に対して直接支払を求めることができない。

2 残余金の請求及び受領は、原則として、保証事業会社がこれを行い、甲は乙に対し直接支払を求めることができない。

(弁済の充当等)

第9条 乙が前条第1項により受領した金銭について、乙の貸金債権への弁済の充当並びに保証事業会社への支払は、以下のとおり行う。

2 甲が、丙との本件工事請負契約を完全に履行し、乙が丙から譲渡債権全額を受領した場合は、乙は、残余金を直ちに保証事業会社に支払う。

3 保証事業会社は、残余金から、保証事業会社の債権への弁済の充当を行った後、なお残額があるときは、甲にその残額を引渡すものとする。甲の要請を受け金融保証契約にかかる借入金（利息及び損害金を含む。）をその弁済期到来の以前において金融機関に償還した後、なお残額があるときも同様とする。

4 甲が、金融保証契約にかかる借入金（利息及び損害金を含む。）を金融機関に全部弁済し、保証事業会社の債権が現に生じないことが確定した場合は、前条第

2項にかかわらず、甲、乙及び保証事業会社で協議のうえ、乙は残余金を甲に支払うことができる。

5 第2項から第4項までに規定する弁済の充当等に要する費用は甲の負担とする。

6 乙は、甲に以下の事由が生じた場合は、丙から受領した金銭については、直ちに貸金債権への弁済の充当並びに保証事業会社への支払を行う。この場合、保証事業会社に支払をするときは、乙は甲に対して事前に通知するものとする。

(1) 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の申立てがなされた場合

(2) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合

(3) 本件工事請負契約が解除された場合

(4) その他甲が所在不明等により一般的に債務の弁済ができなくなった場合

7 弁済期が到来していない債権があるとき、乙の貸金債権への弁済の充当並びに保証事業会社への支払を行う限度において、甲は期限の利益を失う。

8 乙の貸金債権への弁済の充当並びに保証事業会社へ支払をしたときは、乙は甲に通知する。

(協力義務)

第10条 乙が、譲渡債権の保全若しくは行使又は保証事業会社への支払等につき、甲の協力を必要とする場合は、甲は直ちに乙に協力するものとする。なお、この場合必要となる費用については甲の負担とする。

(受益の意思表示)

第11条 保証事業会社は、乙に対して、本契約の各条項を承認したうえで、平成 年 月 日までに、甲と連署した書面により、保証事業会社の債権を被担保債権とする第6条の担保権の権利の利益を享受する旨の意思表示をすることができる。

2 保証事業会社が前項の意思表示を行った場合、甲及び乙は、その権利を損なう行為をすることができない。

(説明請求)

第12条 保証事業会社は、乙に対して、譲渡債権及び被担保債権の概要の説明を求めることができる。

(合意解除の禁止)

第13条 甲と乙とは、保証事業会社が第11条に定める受益の意思表示をした後は、その同意がなければ本契約を解除することができない。

(合意管轄)

第14条 本契約に関して争いを生じたときには、乙又は保証事業会社の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とする。

この契約を証するため本証書二通を作成し、各自その内容を確認し署名捺印のうえ、各々一通を所持する。

年 月 日

住 所

債権譲渡人（甲） □□□□□株式会社  
代表取締役

印

住 所

債権譲受人（乙） ○○○建設業協同組合  
代表理事

印



## 融資実行報告書

年 月 日

契約担当官等 御中

(甲) 譲渡人 住所  
借入人 氏名 印

(乙) 譲受人 住所  
貸付人 氏名 ○○○建設業協同組合 印

甲が貴殿に対して有する下記債権の譲渡につき 年 月 日付けでご承諾いただきましたが、甲乙間において当該譲渡債権を担保とする金銭消費貸借契約を平成 年 月 日付けで締結し、当該契約に基づき乙は甲に対して、金銭を貸し渡し、甲はこれを借り受けて受け取りましたので、甲乙連署のうえ報告します。下記工事請負代金につきまして、今後は乙の下記振込口座に振込下さい。

なお、本件融資に際し、甲は乙に当該工事における下請への支払状況及び支払計画に関する書面を提出し、乙はこれを確認しました。

## 記

## [譲渡債権の表示]

- |   |                   |   |       |  |
|---|-------------------|---|-------|--|
| 1 | 工 事 名             |   |       |  |
| 2 | 工 事 場 所           |   |       |  |
| 3 | 工 期               | 自 | 年 月 日 |  |
|   |                   | 至 | 年 月 日 |  |
| 4 | 請 負 代 金 額         | 金 |       | 円 <small>ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による</small> |
| 5 | 前 払 金 額           | 金 |       | 円  |
| 6 | 中間前払金額<br>及び部分払金額 | 金 |       | 円  |
| 7 | 債 権 譲 渡 額         | 金 |       | 円 ( 年 月 日現在見込額)                              |

ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による

## [承諾番号]

## [振込口座]

1. 振込希望金融機関名  
○○銀行▲▲本支店
2. 預金の種別、口座番号  
××預金××××××××
3. 口座名義 (ふりがな)  
××××

工事請負代金請求書

年 月 日

支出官

〇〇〇 〇〇〇殿

(債権譲受人) 住所

氏名 〇〇〇建設業協同組合 印

年 月 日付け債権譲渡承諾書に係る工事請負代金債権について下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 \_\_\_\_\_ 円

ただし、〇〇工事の代金

(内訳)

(1) 請負代金額	¥ _____
(2) 前払金受領済額	¥ _____
(3) 中間前払金受領済額 及び部分払金受領済額	¥ _____
(4) 履行遅滞の場合における損害金等	¥ _____
(5) 今回請求金額	¥ _____

2 承認番号

3 支払口座等

振込希望金融機関名

〇〇銀行▲▲本支店

預金の種別、口座番号

××預金×××××××

口座名義

(ふりがな)

××××

請求者の連絡先

住 所

電 話

ファックス

## 金銭消費貸借契約書

〇〇〇建設業協同組合（以下「甲」という。）と□□□□□株式会社（以下「乙」という。）とは、次のとおり、金銭消費貸借契約を締結した。

（借入れ金額と条件）

第1条 甲は乙に対して、 年 月 日、金 千円を、以下の条件で貸し渡し、乙はこれを借受けて受け取った。

- (1) 資金用途
- (2) 借入金額
- (3) 弁済期 年 月 日、期日一括返済
- (4) 利率及び利息支払方法 利率は、年 %とし、利息の支払いは、借入日に、借入の翌日から返済期日に至るまでの分を前払とし、借入金額から天引きの方法で支払う。

（繰上返済）

第2条 乙は、返済期日が到来する以前に、借入金額の全部又は一部を返済することができる。

2 前項の返済金額が、乙の債務の全部を消滅させるに足りないときには、甲は甲が適当と認める順序方法により充当することができる。

（期限の利益の喪失）

第3条 乙について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、乙は甲から通知催告等がなくても甲に対する一切の債務について当然期限の利益を失い、直ちに債務を弁済しなければならない。

- (1) 支払の停止または破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立があったとき。
- (2) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- (3) 仮差押、差押または滞納処分を受けたとき。

2 次の各場合には、乙は、甲の請求によって甲に対する一切の債務について期限の利益を失い、直ちに債務を弁済しなければならない。

- (1) 乙が債務の一部でも履行を遅滞したとき。
- (2) 乙が、第5条に定める担保の提供をしないとき、若しくは別に定めた債権譲渡契約に違反したとき。
- (3) 前各号のほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

（遅延損害金）

第4条 乙が期限の利益を喪失したときには、その時における元金及び利息の合計額に対して、期限の利益を喪失したときから支払済に至るまで、年 %の割合で遅延損害金を支払う。

(担保)

第5条 この契約に基づいて甲が乙に対して取得する債権の担保は、甲乙間で  
年 月 日付け別途締結済の債権譲渡契約に係る工事請負代金債権とする。

2 甲がさらに担保を必要と判断して請求したときは、乙は、甲に対して、直ちに  
甲の承認する担保を差し入れる。

(報告義務)

第6条 乙の住所や代表者の変更があった場合、乙の経営に関して重大な変化があ  
った場合等においては、乙は甲に対して速やかに報告するものとする。甲が乙に  
対して、報告を求めた場合も同様とする。

(合意管轄)

第7条 本契約に関して争いを生じたときには、甲の所在地を管轄する地方裁判所  
を管轄裁判所とする。

この契約を証するため本証書二通を作成し、各自その内容を確認し署名捺印のう  
え、各々一通を所持する。

年 月 日

貸主 (甲) 住所  
〇〇〇建設業協同組合  
代表理事 印

借主 (乙) 住所  
□□□□株式会社  
代表取締役 印

支払状況・支払計画書

年 月 日

組合 御中

発注者名

工事名

(構成員)

契約金額

印

該当する番号に○をつけてください。

工事代金支払項目		全所要数量				支払済み			支払予定			支払先	
下請工種又は資材名		全所要金額				月日	金額		月旬	金額		(名称/所在地/電話)	
1下請代金	2資材代金							千円				千円	<名称>
					千円								<所在地>
					千円								<電話>
1	2				千円								<名称>
					千円								<所在地>
					千円								<電話>
1	2				千円								<名称>
					千円								<所在地>
					千円								<電話>
1	2				千円								<名称>
					千円								<所在地>
					千円								<電話>
合計又は次葉繰越高													<電話>

(ご注意)

・支払予定欄の月旬は、以下の区分によりご記入ください。

上旬:1~10日 中旬:11日~20日 下旬:21~月末

下請負人の受益の意思表示  
(工事業者用)

年 月 日

〇〇〇建設業協同組合 御中

住 所  
□□□□□有限公司  
代表取締役 印

住 所  
□□□□□株式会社  
代表取締役 印

□□□□□有限公司(以下「甲」という。)は、〇〇〇建設業協同組合(以下「乙」という。)と□□□□□株式会社(以下「丙」という。)との間で 年 月 日に締結された債権譲渡契約(以下単に債権譲渡契約という)について、債権譲渡契約証書の各条項を承認したうえで、同契約証書第11条第1項に規定する受益の意思表示をします。この場合、譲渡債権によって担保される甲の丙に対する債権は下記1及び2のとおりです。

なお、甲と丙は下記3～5の各条項を遵守します。

記

(被担保債権の表示)

- 1 丙が□□□□との間で 年 月 日に締結した工事請負契約を履行するため、甲を下請負人として使用する請負工事について、甲が丙に対して現在有し及び将来確定し取得することあるべき以下の下請工事代金債権

(下請工事代金債権の表示)

工事名

工事場所

工期

請負った工事の内容

請負代金額

- 2 乙が、債権譲渡契約の各条項に基づいて行う、乙の債権への弁済の充当並びに乙による甲に対する前記下請工事代金債権についての支払に関しては一切異議なくこれに従います。

(遵守事項)

- 3 甲は下請工事の概要及び下請工事代金債権の内容について、乙に対して、遅滞なく通知すること。新たに丙と下請契約を締結したときにも、同様とする。
- 4 乙が、甲への支払手続につき、甲又は丙の協力を必要とする場合は、甲又は丙は直ちに乙に協力すること。なお、この場合必要となる費用については甲又は丙が負担すること。
- 5 甲と丙とは、乙の甲への支払手続を容易ならしめるため、下請契約を書面で行う等、甲と丙との債権債務関係を明確にするよう努めること。

確定日付印欄

下請負人の受益の意思表示  
(資材業者用)

年 月 日

〇〇〇建設業協同組合 御中

住 所  
□□□□□有限公司  
代表取締役 印

住 所  
□□□□□株式会社  
代表取締役 印

□□□□□有限公司(以下「甲」という。)は、〇〇〇建設業協同組合(以下「乙」という。)と□□□□□株式会社(以下「丙」という。)との間で 年 月 日に締結された債権譲渡契約(以下単に債権譲渡契約という)について、債権譲渡契約証書の各条項を承認したうえで、同契約証書第11条第1項に規定する受益の意思表示をします。この場合、譲渡債権によって担保される甲の丙に対する債権は下記1及び2のとおりです。

なお、甲と丙は下記3～5の各条項を遵守します。

記

(被担保債権の表示)

- 1 丙が□□□□との間で 年 月 日に締結した工事請負契約を履行するため、甲が納入する資材について、甲が丙に対して現在有し及び将来確定し取得することあるべき以下の資材代金についての売掛代金債権

(下請工事の内容と納入する資材の表示)

工事名

工事場所

工期

納入予定の資材

受注金額

- 2 乙が、債権譲渡契約の各条項に基づいて行う、乙の債権への弁済の充当並びに乙による甲に対する前記売掛代金債権についての支払に関しては一切異議なくこれに従います。

(遵守事項)

- 3 甲は資材納入の受注の内容について、乙に対して、遅滞なく通知すること。新たに丙と契約を締結したときにも、同様とする。
- 4 乙が、甲への支払手続につき、甲又は丙の協力を必要とする場合は、甲又は丙は直ちに乙に協力すること。なお、この場合必要となる費用については甲又は丙が負担すること。
- 5 甲と丙とは、乙の甲への支払手続を容易ならしめるため、契約を書面で行う等、甲と丙との債権債務関係を明確にするよう努めること。

確定日付印欄

受益の意思表示

年 月 日

〇〇〇建設業協同組合 御中

住 所  
〇〇〇〇保証株式会社  
□□支店長 印

住 所  
□□□□□株式会社  
代表取締役 印

〇〇〇〇保証株式会社（以下「甲」という。）は、〇〇〇建設業協同組合（以下「乙」という。）と□□□□□株式会社（以下「丙」という。）との間で 年 月 日に締結された債権譲渡契約（以下「債権譲渡契約」という。）について、譲渡契約証書の各条項を承認したうえで、同契約証書第 1 1 条第 1 項に規定する受益の意思表示をします。この場合、譲渡債権によって担保される甲の丙に対する債権は、下記のとおりです。

記

（被担保債権の表示）

発注者  
工事名  
請負代金額 円  
保証金額 円（本日現在見込額）  
保証期限 年 月 日（本日現在予定）

以 上

確定日付印欄